

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 政策経営部 政策総務課 電話 22-3141番 印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (侑南山城複写センター

目。次

規則

告 示

訓令甲

○訓令甲第11号 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程 の一部を改正する規程………………(人事課) …3

公

- ○公告第56号 槇島関連面整備(十一その5)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札の中止 ······(契約課) ···3
- ○公告第57号 槇島関連面整備 (戸ノ内その4) 管渠建設工事に 係る条件付一般競争入札 (契約課) …3
- ○公告第58号 南陵町(その2)配水管改良工事に係る条件付一 般競争入札 ······(契約課) ···5
- ○公告第59号 総合的設計による一定の一団の土地の区域内に現 に存する建築物を含む建築物の位置及び構造の認定
- -------(建築指導課) …7

農業委員会

○公告第11号 農業委員会定例総会の招集 ………8

公 営 企 業

○公告第27号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し ……8

(掲示済)

/////**規**////////**則**//////

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則を、ここに公布する。

令和2年9月23日

宇治市長 山本 正

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で 定める日を定める規則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年宇治市 条例第16号)附則の規則で定める日は、令和2年12月31日と する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宇治市告示第133号

宇治市規則第36号

個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者 が納付すべき費用額並びに使用に関する定めの変更及び一部 廃止について

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項 及び第121条の規定による個人演説会開催のために必要な施設の 設備の程度及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定め (平成3年宇治市告示第30号)のうち、一部を変更し、及び廃止 したので、次のとおり公表します。

令和2年10月2日

宇治市長 山本 正

<宇治市ふれあいセンターに係る廃止>

	施設の名	施設の所在			納付す	べき費用	額(単位	: 円)		面積	座席又は
	施設の名称	地段の別任	室名	平	目	土曜日	の午後	日曜日及	をび休日	(単位	収容人員
		JE		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	: m²)	(人)
	宇治市菟 道ふれあ いセンタ ー	宇治市宇治 妙楽128番 地の1	多目的新室	2,500	2,500	2, 500	2,500	2,500	2, 500	104	100
	宇治市伊 勢田ふれ	宇治市小倉町西山44番	多目的活動室	II.	II.	II	"	"	"	117	110
	あいセン ター	地	老人の部屋	"	II	II	II	"	II	62	(畳21帖) 45
	盛ふれあ 保町	宇治市大久保町平盛30	多目的新室	n,	n.	11	II.	n,	"	91	90
		番地の4	老人の部屋	II.	II.	II	JJ	"	IJ	52	(畳 21帖) 45

<公会堂に係る廃止>

	- 44														
	施設				納付す	べき費用	額(単位	円)		施設	: (記	设備を含	む)	の程度	きその
		種	施設の	//// / C 34/11/98 (— 12. 11/					他						
の名	称	別	所在地	平	日	土曜日	の午後	日曜日及	び休日	照 明		演	聴衆	弁士	
	<i>ላ</i> ዖን			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		炽	1971	壇	席	控室
	宇治		宇治市							会	場	30W8			
	市西	公	小倉町							控	室	$20\mathrm{W}2$		座布	
	浦東	会	西浦	2,500 2,500 2	2,500 2,500	2,500	2,500	便	所	$40\mathrm{W}1$	71	団 20			
	集会堂	堂	堂							出入	П	40W1		[11] 20	
	所		26-14									10W1			

宇治市公報

<宇治市ふれあいセンターに係る変更>

施設の名称	室 名					
旭設の名称	変更前	変更後				
宇治市菟道ふれあい	老人憩の部屋	こども図書コーナー				
センター						

☆☆訓☆令◇甲☆☆

宇治市訓令甲第11号

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部を改正する 規程を、次のとおり定める。

令和2年9月11日

宇治市長 山本 正

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部を改正 する規程

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程(平成17年宇治 市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ			
危機管理室主幹	(1)	危機管理に関すること。	
危機管理室主幹	(2)	防災計画に関すること。	
危機管理室主幹	(3)	特別定額給付金に関すること。	
危機管理室主幹			
			ı

た、 危機管理室主幹 (1) 危機管理に関すること。

| 危機管理室主幹 (2) 防災計画に関すること。 | 危機管理室主幹 (3) 特別定額給付金に関すること。

男女共同参画課 男女共同参画の推進及び男女共同参 主幹 画支援センターに関すること。

男女共同参画課 男女共同参画の推進及び男女共同参 主幹 画支援センターに関すること。 ごみ減量推進課 一般財団法人宇治廃棄物処理公社の 主幹 指導に関すること。

改める。

附 則

この規程は、令和2年9月14日から施行する。

(掲示済)

に

公公公公公公公告

宇治市公告第56号

槇島関連面整備(十一その 5)管渠建設工事に係る条件付一 般競争入札の中止について

令和2年8月7日付け宇治市公告第50号で公告した条件付一般 競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和2年9月15日

宇治市長 山本 正

1 中止する条件付一般競争入札

槇島関連面整備(十一その5)管渠建設工事に係る条件付一般 競争入札

2 中止する理由

積算資料の一部に誤りがあるため

 間合せ先
 宇治市総務部契約課

 郵便番号
 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地 電話番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 1 6 FAX番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

(掲示済)

宇治市公告第57号

槇島関連面整備(戸ノ内その4)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札 について

模島関連面整備(戸ノ内その4)管渠建設工事について、条件付一般競争入札を 行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事です。

令和2年9月18日

宇治市長 山本 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 槇島関連面整備 (戸ノ内その4) 管渠建設工事
 - (2) 工事場所 宇治市宇治戸ノ内地内ほか
 - (3) 丁事概要 丁事内容は、次の事項を予定している。

 工事延長
 L=776.6m

 開削工(VUφ200)
 L=776.6m

 人孔工
 N=34箇所

 取付管工
 N=63箇所

 汚水桝設置工
 N=36箇所

 舗装工(t=4cm、5cm及び20cm)
 A=2,600㎡

付帯工 一式

(4)工 種 土木一式工事

- (5) 工事期間 契約日から令和3年3月31日まで 146日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制 限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」 という。) の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争 入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基 づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続 開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の

宇 治 市 公 報

暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定 値(P)が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、 有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10)以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加 資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
 - (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 - 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」 という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
 - ② 配布期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月1日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、

添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着 させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。

- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月1日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、令和2年10月13日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇 治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
 - (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2)配布期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月28日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先 へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるもの は受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先:宇治市総務部契約課 FAX番号:0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月14日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和 2 年 1 0 月 2 0 日午後 1 時以降に入札情報公開システムに掲載する。

- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1) 入札期間

令和2年10月27日 午前9時から午後6時まで 令和2年10月28日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和2年10月29日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。) に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入 札運用基準による。
- 11 予定価格

予定価格については、入札(見積)の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数 (α値)を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札(見積)の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数 $(\alpha$ 値)については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇沿市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
 - (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

- 19 その他
 - (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、 適守すること
 - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名

停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設 工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建 設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及 び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇 治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の 定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に 応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第58号

南陵町 (その2) 配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について 南陵町 (その2) 配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、 次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

令和2年9月18日

宇治市長 山本 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 南陵町(その2)配水管改良工事
 - (2) 工事場所 宇治市南陵町4丁目地内ほか
 - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

DIP-GX ϕ 200 L=425.0m

D I P - G X $\phi 150$ I = 13.9 m

DIP-GX $\phi 100$ L= 9.5 m

DIP-GX ϕ 75 L=123.5m

D I P - K $\phi 150$ L = 0.5 m

D I P - K $\phi 1 0 0$ L = 5.5 m

DIP-K ϕ 75 L= 22.9 m

HPPE-EF ϕ 50 L= 77.4 m

H I V P ϕ 75 L = 15.6 m

H I V P $\phi 50$ L = 13.5 m

弁栓類 N=30基

配水管撤去工 L=744.0m

給水管引込替 N=58箇所

不断水弁工 N= 1箇所

不断水分岐工 N= 2箇所

(4) 工 種 水道施設工事

- (5) 工事期間 契約日から令和3年3月31日まで 146日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制

限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」 という。) の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争 入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない こと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基 づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続 開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例 (平成25年宇治市条例第43号) 第2条第4号の 暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設工事一式の 総合評定値(P)が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、 有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) 加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10)以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加 資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
 - (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」 という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月1日 午後2時まで

② その他 確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先郵便番号 611-8501京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課
- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間 令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月1日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、令和2年10月13日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇 治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めな
- 5 設計図書の配布
 - (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2)配布期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月28日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先 へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるもの は受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先:宇治市総務部契約課 FAX番号:0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年9月18日 午前9時から 令和2年10月14日 正午まで

(4)回答

回答については、令和2年10月20日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

令和2年10月27日 午前9時から午後6時まで 令和2年10月28日 午前9時から午後2時まで

(2) 關利.日時

令和2年10月29日 午前9時20分

- 8 入札書の提出方法
 - (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
 - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 考に該当する

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入 札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、91,773,000円(消費税及び地方消費税相当額を 含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。 なお、最低基準価格は、74,594,000円(消費税及び地方消費税相当 額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
 - (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は閲覧することができる。

- 19 その他
 - (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、 遵守すること。
 - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名 停止措置を行うことがある。
 - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設 工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建 設資材等の調達について十分注意すること。
 - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及 び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び 宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に 応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第59号

総合的設計による一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物を含む建築物の位置及び構造の認定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定により、総合的設計による一定の一団の土地の区域内に現に存する 建築物を含む建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第8 項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年9月18日

宇治市長 山本 正

- 1 総合的設計による一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物を含む建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置宇治市六地蔵奈良町66番地の1、66番地の4、67番地の1の一部、67番地の10、67番地の18、67番地の21、67番地の22、67番地の25、67番地の26及び69番地、六地蔵町並41番地の1並びに京都市伏見区石田桜木16番地の9、17番地の6及び24番地の1の一部
- 2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

(掲示済)

宇治市公告第62号

宇治市墓地公園墓所使用者募集について

宇治市墓地公園の墓所使用者を次のとおり募集します。

令和2年10月2日

宇治市長 山本 正

○墓園の名称 宇治市天ケ瀬墓地公園

○墓園の位置 宇治市宇治金井戸7番地の44

○墓所の位置、規格及び数並びに墓所使用料及び墓園管理料

区画	墓所種類	募集区画数	墓所使用料	墓園管理料 (年額)
B区	2 ㎡ 墓所	2区画	50万円	4 千円 (※1)
	4 ㎡ 墓所	2 区画	100万円	8 千円 (※2)
C 区	2 ㎡ 墓所	1 区画	50万円	4 千円 (※1)
D区	2 ㎡ 墓所	1 区画	50万円	4 千円 (※1)
E区	4 ㎡ 墓所	1 区画	100万円	8 千円 (※2)
G 区	2 ㎡ 墓所	1 区画	50万円	4 千円 (※1)
J区	2 ㎡ 墓所	2区画	50万円	4 千円 (※1)

(※1) 初年度は1,330円

(※2) 初年度は2,660円

○受付の期間及び場所

令和2年10月15日(木)から同月31日(土)までの午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、当日の消印有効)

〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44

宇治市天ケ瀬墓地公園管理事務所

(電話番号39-9205)

○申込みの資格

以下の条件をすべて満たす人

- 1 宇治市に住民登録がある人(既に、宇治市天ケ瀬墓地公園の 墓所を使用している人と同一世帯の人は応募できません。応募 は1世帯1区画に限ります。)
- 2 墓所使用料及び墓園管理料を納入期限までに一括で納入する ことができる人
- 3 使用許可後5年以内に墓石を設置できる人
- ○申込みの手続

所定の申込書を受付期間内に、宇治市天ケ瀬墓地公園管理事務所 へ持参し、又は郵送してください。申込書は令和2年10月15日 (木)から同管理事務所、宇治市人権環境部環境企画課及び各行政 サービスコーナーで配付しております。

○選考の方法、日時及び場所

公開にて抽選器で抽選します。

日 時 令和2年11月9日(月)午前10時

場 所 宇治市天ケ瀬墓地公園管理事務所

○発表の日時及び場所

結果は応募者全員に郵送で通知するとともに、宇治市天ケ瀬墓地 公園管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課に令和2年11月 9日(月)午後3時から同月13日(金)午後5時までの期間、番 号で掲示します。

農業委員会

宇治市農業委員会公告第11号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条 第1項の規定により、第4回宇治市農業委員会定例総会を、次のと おり招集します。

令和2年10月2日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会目時 令和2年10月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について

- 2 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
- 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について
- 4 専決事項の報告
- 5 その他

公公営企業

宇治市上下水道事業公告第27号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第7号)第11条第1項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者の指定を次のとおり取り消したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和2年10月2日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定工事業者名				
第 2 9 号	株式会社洛南設備工業所				